

作業基準

目次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

2023年2月1日
株式会社横浜八景島

第1章 目的

【目的】

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、横浜・八景島シーパラダイス、島回り遊覧航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送及び係留施設に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

【作業体制】

第2条 運航管理者又は運航管理補助者は陸上作業員を指揮して、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。

- 2 副運航管理者は安全保安要員・サービス係員を指揮して、係留施設における乗下船する旅客の誘導及び安全確保を実施する。
- 3 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業員

- ① 乗下船する旅客の誘導 ······ 旅客誘導係 (2人)
- ② 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し ··· 綱取係 (2人)

(2) 船内作業員

- ① 乗下船する旅客の誘導 ······ 旅客誘導係 (2人)
- ② 固縛装置の取付、取りはずし ······ 固縛係 (2人)

4 乗組員以外の者が、船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

第3章 危険物等の取扱い

【危険物等の取扱い】

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送及び乗船を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業員・船内作業員又は安全保安要員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業員・安全保安要員は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を安全統括管理補佐及び運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

【乗船作業】

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

- 2 離岸10分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。
- 3 陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。
- 4 陸上作業員・船内作業員及び安全保安要員は、乗船旅客数（無料幼児含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理補助者及び船長に乗船旅客数を報告する。
- 5 陸上作業員及び船内作業員は、旅客の乗船時の安全を確保するとともに、前条で定める危険物の有無を確認するものとする。

【発航作業】

第5条 運航管理者又は運航管理補助者は、発航時間になったときは出港の合図をさせるとともに、見送人等が発航作業による危害を受けないよう退避させ、ターミナル及び桟橋上の状況が発航に支障の無いことを確認した上で陸上作業員を発航作業位置に配置する。

2 運航管理者又は運航管理補助者は、船長と連携して陸上作業員を指揮し、確実な発航作業を行う。

【着岸作業】

第6条 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻15分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。

- 2 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
- 3 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 4 船内作業指揮者は、船内の旅客誘導係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりに掴むことを指示する。

【係留中の保安】

第7条 係留船について船長は出勤日には、島内に滞在し常に船舶に駆けつけられる体制をとらなければならない。

2 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップの保安に十分留意する。

【下船作業】

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は、陸上作業員と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

【乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知】

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着所とする。

- ① 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- ② 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- ③ その他旅客の安全に関する旅客に周知すべき事項。

【乗船旅客に対する遵守事項等の周知】

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- ① 旅客の禁止事項
- ② 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- ③ 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- ④ 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- ⑤ 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

【旅客に対する救命胴衣着用に関する指示】

第11条 船長は、以下の条件の一に達した場合、旅客に対し救命胴着の着用を指示しなければならない。

- ① 気象・海象の悪化等により、旅客の安全確保のため必要と判断した場合。
- ② 事故・船舶の故障等により、旅客の安全確保のため必要と判断した場合。
- ③ その他、船長が必要と判断した場合。

付 則

この基準は、2023年2月1日より実施する。